改正案

別紙2 (第5条関係)無線局の目的別審査基準

第2 陸上関係

- 1 電気通信業務用
- (20) 広帯域移動無線アクセスシステム (2545MHzから2575MHzまで及び 2595MHzから2625MHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。以下この (20)において同じ。) の無線局

ア (略)

イ 免許主体

電気通信事業者(電気通信事業を営もうとする者を含む。)であって、 次に掲げる条件に適合するもの。

- (7) 設備規則第49条の6、第49条の6の4、第49条の6の5又は第49条の6の6に規定する無線設備を使用する無線局(実験試験局を除く。)の免許を取得している者(以下このイにおいて「第3世代移動通信事業者」という。)ではないこと。
- (1) 法人又は団体である場合にあっては、免許主体が議決権の3分の 1以上を保有する者、免許主体の議決権の3分の1以上を保有する者 及び免許主体の議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分 の1以上を保有する者(免許主体を除く。)が第3世代移動通信事業 者ではないこと。この場合において、1の者が議決権の3分の1以上 を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者は免許主体が議 決権の3分の1以上を保有する者と、1の者の議決権の3分の1以上 を保有する者の議決権の3分の1以上を保有する者は免許主体の議 決権の3分の1以上を保有する者とみなす。
- (ウ) 法人又は団体である場合にあっては、1の第3世代移動通信事業者、当該第3世代移動通信事業者が議決権の3分の1以上を保有する者、当該第3世代移動通信事業者の議決権の3分の1以上を保有する者及び当該第3世代移動通信事業者の議決権の3分の1以上を保有

現行

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第2 陸上関係

- 1 電気通信業務用
- (20) 広帯域移動無線アクセスシステム (2545MHzから2575MHzまで及び 2595MHzから2625MHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。以下この (20)において同じ。)の無線局

ア (略)

イ 免許主体

2.5GHz帯の周波数の電波を使用する特定基地局の開設に関する計画 の認定を受けた電気通信事業者(電気通信事業を営もうとする者を含む。) する者が議決権の3分の1以上を保有する者(当該第3世代移動通信事業者を除く。)が所有する免許主体の議決権の合計が3分の1を超えないこと。この場合において、1の者が議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者は当該1の第3世代移動通信事業者が議決権の3分の1以上を保有する者と、1の者の議決権の3分の1以上を保有する者の議決権の3分の1以上を保有する者は当該1の第3世代移動通信事業者の議決権の3分の1以上を保有する者とみなす。

ウ~力 (略)

キ 周波数の指定

次のいずれかの周波数を指定する。

- (7) 占有周波数帯幅の許容値の上限周波数及び下限周波数が2545MHz から2575MHzまでの範囲内にある周波数
- (イ) 占有周波数帯幅の許容値の上限周波数及び下限周波数が2595MHz から2625MHzまでの範囲内にある周波数

ク (略)

ケ 他の無線局との干渉調整等

他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置(近接する周波数帯を使用する他の無線局に係るものにあっては、当該他の無線局の免許人等との調整を含む。)を講ずるものであること。

<u>コ</u> その他

その局が平成19年総務省告示第457号 (2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件)の趣旨に照らして適切なものであること。

ウ~カ (略)

キ 周波数の指定

<u>認定計画に記載されている周波数のうち、</u>次のいずれかの周波数を指 定する。

- (ア) 占有周波数帯幅の許容値の上限周波数及び下限周波数が2545MHz から2575MHzまでの範囲内にある周波数
- (イ) 占有周波数帯幅の許容値の上限周波数及び下限周波数が2595MHz から2625MHzまでの範囲内にある周波数

ク (略)

ケ 他の無線局との干渉調整等

他の事業者が開設する業務用無線局及び周波数帯域が隣接する他の システムの無線局へ干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置を講ずるものであること。

2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用する無線局との干渉対策にあっては、当該無線局の免許人等との調整を講じていることが示されていること。

<u>コ</u> その他

特定基地局にあっては、電波の能率的な利用を確保するために認定計画に記載されている技術等を採用していることが明らかなものであることその他当該特定基地局に係る開設指針及び認定計画に照らして適切なものであること。